

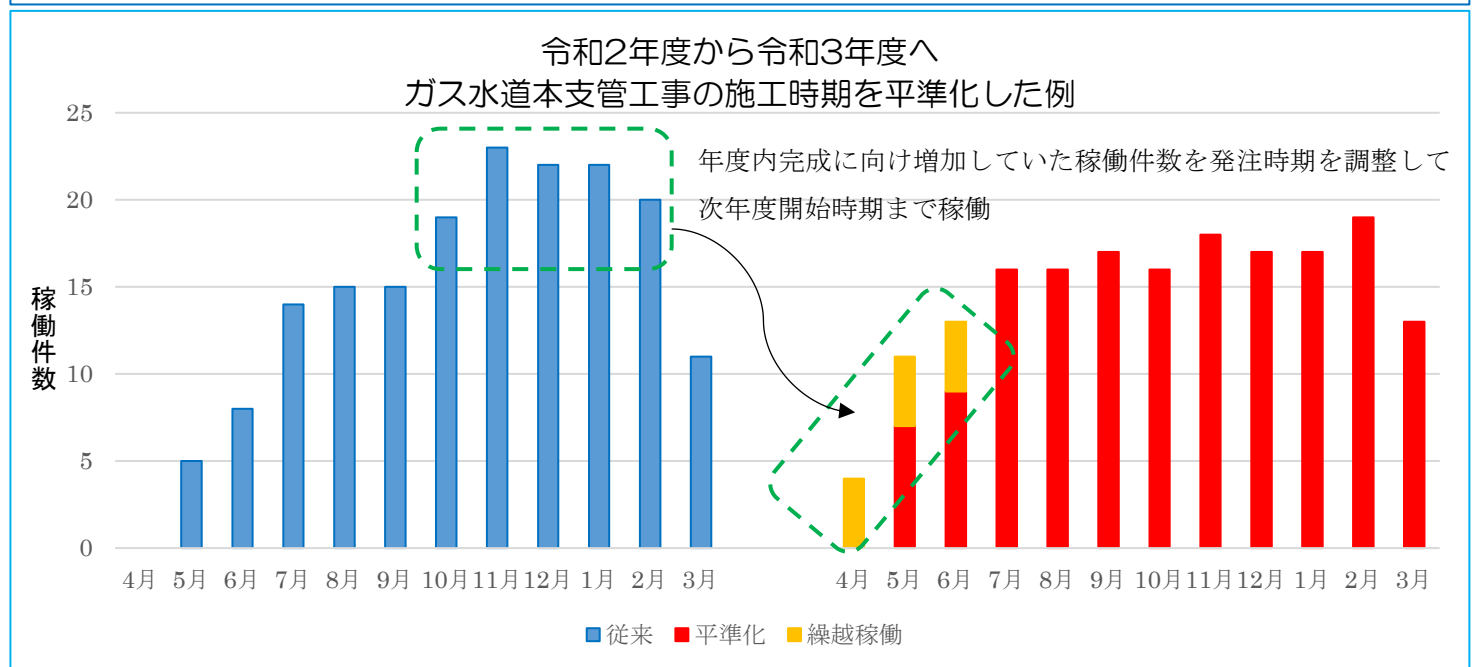
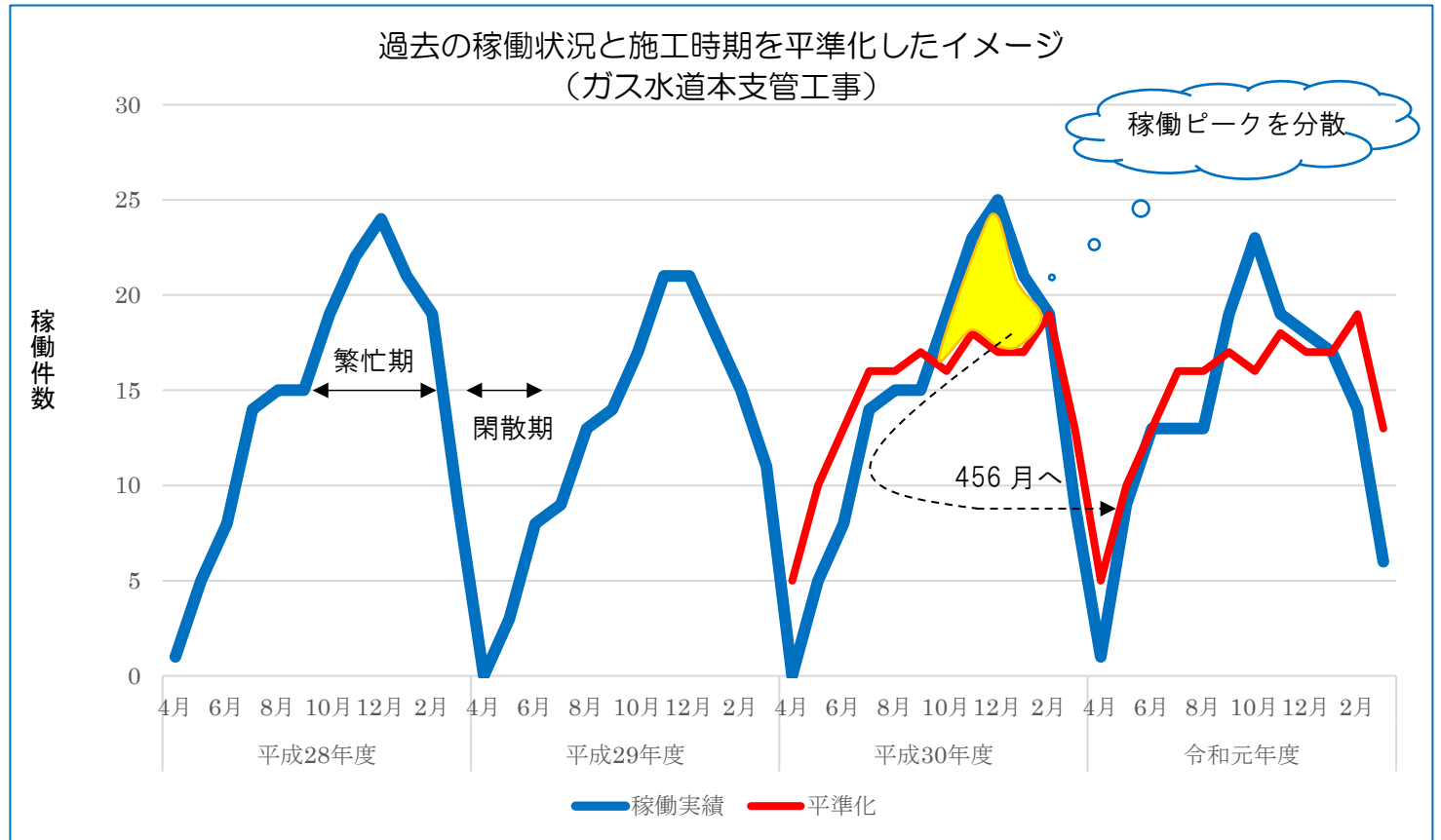
# 工事施工時期の平準化に向けた計画的な業務執行に関する取り組みについて

令和2年2月5日  
習志野市公営企業運営協議会説明資料  
企業局 工務部 ガス水道建設課

企業局では、工事施工時期の平準化に向けた計画的な業務執行に関する取り組みとして、令和2年度から工事施工時期の平準化を図ります。

なお、令和2年度につきましては、ガス水道建設課所管の建設改良工事について実施するものとしております。

目的	公共工事の品質確保の促進に関する法律「第7条 発注者の責務」を果たす。	(10のポイント) 平成26年改正時 1. 生産性の向上 2. 適正な予定価格の設定 3. 計画的な発注 4. 適切な工期設定 5. 適切な設計変更 6. 発注者間の連携 7. 工事監督・検査 8. 多様な入札契約方式 9. 受発注者間のコミュニケーション 10. 新技術・現場環境改善の導入
現状	予算単年度主義の原則に基づき、年度単位で工事発注、完成。	(課題) 年度開始時期の閑散期や工事が集中する時期が生じる。
取組内容・効果	(取組) ・早期発注  ・発注時期の分散  ・工事の公表  ・年度を跨ぐ工事発注	(効果) ・従来より取り組んでいる。  ・担当職員の事務作業が一時期に集中することを回避できる。  ・技能者、技術者の適切な配置。  ・工事の担い手の確保及び職員の負担減による時間外勤務の縮減。
関連法令	令和元年6月14日付けで公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律が公布、即日施行。 (改正のポイント) ・災害時の緊急対応の充実強化 ・働き方改革への対応 ・生産性向上への取組等	(背景) 令和元年改正時 ・災害時の緊急対応強化の急務 ・「働き方改革関連法」の成立により長時間労働の是正や処遇改善 ・建設業、公共工事の持続可能を確保等



平準化	取組み前	取組み後	備考
平準化率	0.3 4.3件/15件	0.6 9.3件/15件	4・5・6月平均稼働件数/年度平均稼働件数
ピーク時平準化率	1.5 22.3件/15件	1.2 17.7件/15件	ピーク3カ月平均稼働件数/年度平均稼働件数